

厚生労働省委託事業「伐木等作業安全対策推進事業」(令和元年度事業開始)

- 伐木等作業の安全等を図るため、伐木等作業を行う事業場の安全担当者等を対象に安全対策講習会(全国7箇所)を開催。
- 同講習会では、改正労働安全衛生規則(平成31年厚生労働省令第11号)及びチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131第1号)を踏まえ、新たに開発した「チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」を活用。

労働災害発生状況

(※令和3年度概算予算要求時点)

- 伐木等作業の多くは林業で行われており、林業の労災による死亡者数は高止まり。
 - ・ 林業の死亡者数は、減少低調。(H28/H11死亡者変化率:全産業0.47、林業0.58)
 - ・ 林業における死傷千人率(※)は、全産業と比べ高い。(H28:全産業2.2、林業31.2)
(※)1年間に労働者1,000人あたりで発生した死傷者数の割合
 - ・ 林業では、チェーンソーによる伐木作業中に発生する死亡災害が全体の6割程度。
 - ・ 國際的にも、林業の労働者1万人あたりの死亡率高い。(オーストリア5.50、日本8.04)

これまでの厚生労働省における取組

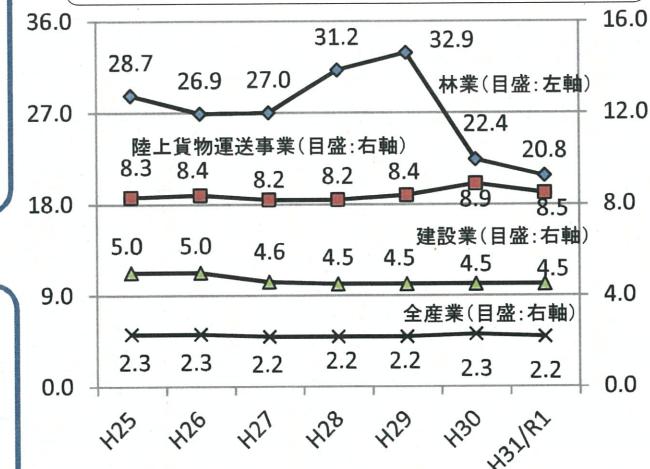
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」を公表(H30.3.6)。
 - ・ チェーンソー業務従事者安全衛生教育のカリキュラムについて充実を図るべきである。伐木等作業に係る労働災害の発生状況をみると、基本的な安全作業が実施されていないことによる災害が多数発生しているため(略)教育の実施を支援するための予算措置についても検討すべきである。(第3-3-(4))
- 平成31年2月、労働安全衛生規則を改正し、伐木等作業の安全対策の規制を強化。また、上記規則改正を踏まえ、令和2年1月、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を改正し、チェーンソーによる伐木等作業の安全対策を推進。
- 林業は、13次防(平成30年度～平成34年度)における死亡災害防止の重点業種。
(ウ)林業における伐木等作業の安全対策
 - ・ (略)「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図る(略)。

事業概要

- 「チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」の開発(令和2年度)
- 伐木等作業を行う事業場の安全担当者を対象に安全対策講習会の開催(令和元年度～)
(全国7箇所)(①北海道、②東北、③関東・甲信越、④東海・北陸、⑤近畿、⑥中国・四国、
⑦九州・沖縄)、各50人、計350人)(※林業適用事業場数3,913(H26.7.1))

《図1》 林業における死傷年千人率の推移

林業における死傷千人率は、全産業と比べ高い。



《図2》 林業における作業の種類別死亡者数
(平成27-28年発生分79人の内訳)

チェーンソーによる伐木作業(チェーンソー作業)
中に発生する死亡災害が全体の6割程度。

